

「個人情報が流出してしまった場合
の傾向と対策・・・法律家の視点か
ら」

東京平河法律事務所
弁護士 小倉秀夫

自分の個人情報が流出 していることを知ったら

- 現状の把握
 - どのような情報が流出しているのか
 - どのような態様で流出しているのか

どのような情報が流出しているのか

- センシティブ情報（差別に繋がりがねない情報）が含まれているのか。
- 悪用される可能性のある情報が含まれているのか。→ただし、氏名・住所・電話番号・生年月日等の基本情報はどちらにせよそれを必要とする人に入手されうる状態に既に置かれている覚悟は必要。

センシティブ情報

- 財団法人日本規格協会は、「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JIS Q 15001）の4.4.2.3の中で、「特定の機微な個人情報」すなわちセンシティブ情報を、次のように規定している。
 - a. 思想、信条及び宗教に関する事項
 - b. 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
 - c. 勤労者の団結権、団体交渉権及びその他団体行動の行為に関する事項
 - d. 集団的示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
 - e. 保健医療及び性生活

どのような態様で流出しているのか

- 大量の個人情報の海の中の目立たない1個の個人情報として流出しているのか、自分の個人情報にスポットが当てられた状態で流出しているのか。
- 個人情報の流出に伴って具体的に危険な行為の呼びかけが行われているのか。

何をなすべきか

- まずは、情報流出の更なる拡大を食い止めることが必要
 - 情報を流出させている企業への告知及びしかるべき対処の要請
 - 特定電気通信役務提供者へ送信防止措置の要求（プロバイダ責任制限法3条）
 - 情報流布を継続している者へのメール・IM等での警告

次になすべきことは

- 具体的な危険が想定される場合、これを回避する措置を講ずる。
- メールアドレスや携帯電話番号の変更。
- 敵意とともに住所等が公開されたときは、警察との連携も必要。

悪い奴らをやっつける

- 個人情報の流布者の I P アドレスと送信日時を把握できれば、プロバイダ責任制限法 4 条により、流布者を追跡することがかなり可能。
- ただし、 I S P のログ保存期間との時間の勝負。

流出元への責任追及

-
- 「大勢の1人」で「センシティブ条項」等が含まれない場合、費用倒れの可能性大（宇治市個人情報流出事件では1人1万円＋弁護士費用）
- 過失推定が働かず、かつ、システムの管理は下請けが行っている場合が多いので、立証は容易ではない。

流出情報を悪用する企業へ

- 保有個人データの利用の停止又は消去（個人情報保護法27条1項本文）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。